様式第8号（第13条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　国頭村長　　様

　　　　　　　　 氏　名

　年度国頭村農地利用効率化等支援交付金消費税仕入控除税額報告書

　　　年　　月　　日付け第　　号をもって交付決定通知があったこの事業について、国頭村農地利用効率化等支援交付金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

　 １　沖縄県補助金等の交付に関する規則第１３条の額の確定額 　　 　金　　　 　 円

　 　 （　　年　　月　　日付け第　　号による額の確定通知額）

　 ２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 　　　　 金　　　　　円

　 ３　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 　　　　 金　　　　　円

　 ４　補助金返還相当額（３－２） 金　　　　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

　　　　・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　　　・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

　　　　・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて

　　　　　提出すること）

　　　　・補助事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の

　　　　　割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

　６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

　 （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

　　　　・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）

確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開

始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

　　　　・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡

易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

　　　　・補助事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入

の割合を確認できる資料